

東欧経済改革の評価の視角

斎藤 稔

I. 問題の所在

東欧諸国における1960年代以降の経済改革に関しては、当の東欧諸国はもちろん、西側諸国においてもわが国においても多くの研究が公刊されている。筆者自身もここ2年ほどで、直接間接にこの問題に関連する3冊の論文集に参加した¹⁾。したがって、個々の東欧諸国の具体的な経済改革についてはここでは論及を避けて、東欧諸国の経済改革を全体としてどのような角度から評価すべきかについての、筆者の見解をのべることにしたい。

東欧諸国の経済改革は、表面上は1960年代前半におけるこれら諸国の経済成長の鈍化傾向に対する応急の対策として着手された。したがってまず経済改革は、提起された経済的課題の解決に成功したかどうかを、すなわち経済政策としての有効性を問われなければならない。この場合にはもちろん、提起された経済的課題そのものが具体的に明確にされていなければならない。しかしながら、東欧諸国の経済改革はまた、ソ連において1930年代末に成立し東欧諸国においてもこれまで動かすべからざる基準となっていた、ソ連型(スターリン型)計画化方式に対する根本的な批判が開始されたことを意味する。この意味では、経済改革は当面の経済政策の選択に限定されるものではなく、これまでの経済計画化方式とその結果として成立した現行の経済管理制度への批判となる。方式と制度への批判は、それらの根底にある

社会主義の理念の再検討をも要請する。

オタ・シクを補佐して「プラハの春」に参加したイジー・コスタは、経済政策としての経済改革が反マルクス主義的だとする西欧の「新左翼」の批判に反論して、次のようにのべている。「われわれは、経済的視点を越えたより包括的な社会的諸基準を考慮にいてこれらの体制を分析することが必要だと考える。そのような分析の進め方は、マルクスにもとづいた改革運動そのものの理論上および政策実践上の目標に合している。……この考えにしたがうならば、東欧諸国の改革案と改革の展開についての研究は、経済的基準(成長、生産性、効率)だけでなく、社会的基準(所得分配、社会階層)や政治的基準(支配構造、総体社会的諸目標)をも考慮しなければならないだろう²⁾。すなわち、改革さるべきものは従来の社会構造全体であり、具体的な経済改革はその全体的改革を促進するか阻害するかによって判断されなければならない。経済改革を当面の経済政策の選択としてのみとらえることは、東欧諸国の既成の社会構造がそれ自体として大きな矛盾を持たないという認識を前提としている。ソ連を含めてこれら諸国がすでに社会主義社会として一応の完成を示しているという前提に立てば、経済改革の具体的な諸方策が一見して逆コースのようにみえるのも当然であろう。現在の社会主義諸国がすべて社会主義としては未成熟な段階にあるという筆者の多年の主張はここではくりかえさないが³⁾、東欧諸国の経済改革の評価に関しても、これら諸国の第2次大戦後の社会主義建設の全過程を再検討した上で、経

1) 東京大学社会科学研究所(編)『現代社会主義—その多元的諸相』東京大学出版会、1977年(筆者の分担は「V 現代社会主義と経済改革」); 斎藤稔(編)『東欧社会主義の現段階』アジア経済研究所(近刊予定); 同(編)『80年代をむかえる東欧経済』アジア経済研究所(仮題、未刊)。

2) J. コスタ、野尻武敏監訳『現代の社会主義—理論と現実』新評論、1978年、152ページ。

3) 斎藤稔『社会主義経済論序説』大月書店、1976年、序章その他を参照されたい。

済改革がどのような問題を解決しなければならなかったかを明らかにすることが必要であろう。

もちろん、筆者は、東欧諸国で現在進められている経済改革の方向を全面的に支持しているわけではない。後述するように、そもそも一括して評価を下すことが困難なさまざまな変種が存在するのだが、あえて指摘するならば、そこには共通した弱点が存在する。筆者はかつて次のように書いた。「全体として、経済改革は個々の発想が十分に体系化されないままに試行錯誤的に導入されたのであり、その結果としてあるいは政治的障害が予期された経済的效果をはばむものとしてあらわれ、あるいは経済的不成功が政治的ブレーキをもたらしている。経済改革を理論化する試みのたちおくれは明らかである。そのたちおくれは、1つには、従来の計画化方式の再検討が必然的にこの方式と結合していた従来の政治的上部構造の再検討を必要とする、という点の過小評価であった(この「過小評価」が政治的条件によって強制されたものであったとしても)。もう1つ無視されえない点は、「経済合理性」の社会的結果についての楽観的評価である。経済的合理性ないしは経済効率の改善という基準と、政治的民主化ないし社会的平等という基準とは即自的には一致しない……」⁴⁾。

ここで結論的に言ってしまうとすれば、東欧諸国の経済改革の評価に関して、問題の焦点は、前出のコスタが結論的にのべているように、分権的計画化と自主管理とをいかに統合するかということであって、市場メカニズムが中心問題なのではない。市場メカニズムそのものは従来の社会主義計画経済体制においても不可避免的に存在を続けて来たのであって、経済改革以後はそれが公然化したにすぎないのである。分権的計画化と自主管理とは、政治・経済両面にわたる官僚支配の排除であり、それを可能にするような政治的条件の保障が必要である。東欧諸国の現実の経済改革は、ソ連型経済改革の限界(後述するように、それは官僚支配の排除を意図していない)とユーゴ型改革の発想(それは現実には多くの弱点を含んでいる)

4) 前出『現代社会主義——その多元的諸相』283ページ。

との中間にあってゆれ動いている。東欧諸国における現在の政治体制に根本的な変化がないとすれば、おそらく選択の幅はソ連型とユーゴ型の中間にあってこれら両極端の欠陥をのりこえた第3の道をめざすこと以外にはありえないであろう。

II. 経済改革の発想と形態

1. 経済政策としての段階論

経済改革を戦後東欧諸国の経済政策の段階的發展過程の1つとしてみるとき(それだけでは不十分であることは後述するが)、それは1948年前後に開始された計画的経済運営の第3段階を画するものである。第1段階は1956年までであり、この時期に工業・商業の国有化を土台にして、ソ連の1930年代の計画化方式を直輸入した、極度に中央集権的な計画決定と、行政的手段による計画命令の伝達、現物計算による重工業優先の急速な工業化を特徴とした、経済計画化が定着した。オスカー・ランゲはこの時期について、次のようにのべている。「ソ連邦やポーランドのような国のすべてで、新しい政権の課題は生産力発展の速度を早めることであり、したがって第1に、国を工業化することであった。方法についても方向についても、われわれは工業化をソ連型にならってやりとげた。……問題はもはやただ工業化を遂行することだけでなく、それをできるだけ早いテンポで遂行することであった。……そのために、国民経済の計画管理の集権化を必要とした」⁵⁾。

ランゲは、集権化をもたらした3つの要因として、冷戦下における防衛力強化の目的、資本主義的要素との闘争、および管理要員の未熟をあげている。第3の要因は、下級管理機構での意志決定の自由を最小限にとどめ、意志決定を中央当局に最大限に集中させる結果となった。このような「官僚主義的・集権的方法」に対して、代替策がありえたかという問題には、ランゲは慎重に解答を回避している。しかし、歴史的必要によってす

5) オスカー・ランゲ「社会主義へのポーランドの道に関する若干の問題について」鶴岡重成訳『政治経済学と社会主義』日本評論社、1974年、105—107ページ。

べてを免罪しないためには、この解答が必要なのである。

この第1段階に関して付記しておかなければならないことが2つある。1つは、1948年にコミンフォルムから追放されたユーゴが、この時期にすでにソ連型計画化から離れて、労働者自主管理と結びついた分権的計画化の方向に歩み出していることである。もう1つは、スターリン死後のソ連におけるマレンコフ政権の政策転換にならって、東欧諸国でも1953～55年に重工業優先の集権的計画化に若干の手直しが行われたことであり、のちの経済改革の萌芽をこの時点にもとめる見解もある。

第2段階は1956年から1964年ごろまでであり、第1段階における工業化の成果とその反省との上に立って、計画化方式の改善の試みがなされる。その経済的動因は、工業生産の成長率鈍化であった。1950年代前半に年平均14%を記録した東欧諸国の工業生産増加テンポは、1950年代後半に10%となり、さらに1960年代前半には8%となった(各国別の差異は無視できないが、ここでは省略する)⁶⁾。工業化の一応の達成による投資の生産力効果の減退、農業からの労働力吸収の限界によって、これまでのような、投資と労働力の大量の投入によって生産物の量的増大をめざす、いわゆる「外延的(粗放的)工業化」からの転換が要請された。この限りでは、生産力の発展段階によって規定される経済政策の新たな展開とみることもできよう。

しかしながら、まさにこの時期はスターリン批判とボズナン事件とハンガリー動乱によって開幕したのである。しかもこれに先立って1955～56年にはソ連とユーゴとの和解が進行し、労働者評議会による自主管理の経験がユーゴ以外の東欧諸国に対して「解禁」される。また、東欧諸国での経済改革に関する具体的な論議は、1962年9月のソ連でのリーベルマン論文発表以後にはじめて活発化し、ソ連でのコスイギン経済改革(1965年9

月)に相前後してこれら諸国でも経済改革が現実に着手されることになる。経済的要請よりも、政治的雰囲気の変化(なかんずくソ連自体での)が経済改革を発進させたことは明らかであろう。

おおむね1965年以降(東ドイツでは1963年であるが)東欧諸国の経済改革が開始される。これが経済政策の第3段階となるのだが、1973年以降の世界経済情勢の激変の中で、新たな第4段階に入ったとみられる徴候も多い。当初のソ連型経済改革は、従来の計画化方式の現象形態である高投資→高成長、低物価→低賃金という構成を基本的に維持しながら、成長鈍化への対策として投資効率の改善のために企業と個人への経済的刺激を強め、それに必要な限りで分権的決定を認める、というものであった。ユーゴ型の労働者自主管理は最初から排除された。1968年、チェコスロヴァキアの経済改革がこの枠をはみだそうとした時にソ連が他の東欧諸国とともに軍事介入を強行し、その後においても、政治的・社会的改革をとまなう経済改革は許容されることがなかった。1973～74年以降、世界経済の変化に対応して経済過程に対する中央集権的介入が再強化されている。

このようにみる時、東欧諸国の経済政策はソ連の許容範囲内で、しかもソ連における政策の変化に追随しながら小幅に変動してきたにすぎないように見える。経済改革も従来の経済政策の基本路線の上での段階的発展のようである。だが果してそうであろうか。

2. 官僚体制への批判の限界

1930年代に、第1次・第2次5ヵ年計画を通じて確立されたソ連の計画化方式は、スターリン政治体制の確立をその前提条件としていた。計画化の理念としては「戦時共産主義」をうけつぎ、生産と分配の完全な計画化が可能であり必要であるとしていた。計画化の手段としては、直接生産者大衆の自律的管理能力を信頼できないので、完全な計画化をめざした計画官僚体制を強固に構築せざるをえなかった。同じく大衆不信の官僚的政治支配体制にならって、中央集権的経済計画化機構がつくりあげられた。オスカー・ランゲものべているように、下部での意志決定の自由は最小限に

6) くわしくは、宇高基輔(編)『社会主義経済論』有斐閣、1975年、第4章第Ⅲ節「東欧諸国」を参照されたい。

とどめ、意志決定を最大限に中央集権化するという、政治・経済両面にわたって論理が一貫した官僚支配体制が出現したのである。

このソ連型(スターリン型)計画化方式が1948年以降に東欧諸国に直輸入された。冷戦体制がそれを促進したことは明らかであり、またある程度までは、後進的経済水準にある諸国での急速な工業化の必要にこの計画化方式が適合したことも否定できない。しかしここでも、集権的・官僚的政治支配体制の確立が集権的・官僚的計画化方式に先行し誘導したのである。ソ連型政治体制が確立されたからには、ソ連型計画化方式が導入されるのは当然であった。1948～49年は、東欧諸国においては、経済計画化の開始の時期であるとともに、社共合同を通じての事実上の1党支配体制の確立の時期として特記される。

意志決定が最大限に中央集権化された社会にあっては、大衆運動は受動的であるか爆発的であるかの2通りしかない。そして1956年にそれは爆発したのである。ボズナン暴動(1956年6月)以後に復活したポーランドのゴムルカは、次のように演説した。「ボズナンの悲劇と全労働者階級の深刻な不満の根源はわれわれ、党指導部、政府にある。かつて生活水準向上の新段階をもたらすものとして大々的に宣伝された6ヵ年計画[1950～55年]は労働者大衆の希望をかなえなかったのだ。……われわれの生活におけるすべての悪質なものを取り除き、経済の現状から脱却するためには、単にあれこれの人事の交替だけでは不十分である。人間を替えるのは容易である。だがわが国の政治・経済生活から永年にわたって積み重ねられたすべての阻害要素を排除するためには、わが人民権力の制度、わが工業組織、国家および党機関の工作方法をこそ変革しなければならない。要するに、わが国の社会主義モデルの悪質な部分をすべて改め、良いものに替え、よく準備されたサンプルによって最良のモデルを作成し、それに適切な構成を付与することが必要なのである。こちらの方がいっそう困難な事業である」⁷⁾。

7) 阪東宏(編)『現代ポーランドの政治と社会』日本国際問題研究所、1969年、218—219ページ。

ハンガリー動乱(1956年10～11月)直後、カーダール政権も前政権を次のように非難した。「……ラーコシニゲレの1派は、1948年末以来、マルクス・レーニン主義の基本的原則から逸脱していた。かれらは、党と国家の生活ならびに経済の管理のなかに、セクト的・ドグマ的政策や指導に反対をゆるさない官僚主義的指導方法をうえつけた。……かれらは、国の経済的可能性を考えにいれない経済政策を国民におしつけ、そして勤労者の生活水準の向上をさまたげた……」⁸⁾。かくして、この両国で政権担当者自身が認めたことは、1948年以降の政治・経済体制が全面的に再検討される必要があるということであった。

しかしながら、全面的改革は政治的に困難であった。ポーランドではランゲを議長とする経済会議が創設されて「経済モデルの変更に関するテーゼ」を作成したがゴムルカ政権に採用されず、経済会議は1962年末に廃止された。カーダール政権も経済政策の手直し以上の改革には踏み切らなかったのである。この両国では1956年以降、労働者評議会が自発的に形成されユーゴ型の労働者自主管理を求める動きが出て来るが、ポーランドでは労働者評議会が形骸化されハンガリーでは既成の労働組合に吸収される。

他方、この1956年時点では政治的に無風状態であったチェコスロヴァキアでは、その後の経済情勢が経済改革を要請し、経済改革の論理が政治的改革を必要とした。1961年から1964年にかけてチェコ経済の発展がいちじるしく停滞(1963年はマイナス成長)したが、その原因は、すでに1953～54年にピークに達していた外延的発展(投入の量的増大による産出量の拡大)がその後の時期にも強行されたことにある。したがって、チェコスロヴァキアの経済学者の1968年の指摘では、1954～55年に新しい経済管理制度が導入されるべきだったのであり、「行政的・集権的制度がかくして10～12年も余計に生きのびたという事実が、集権制度が社会主義の唯一の管理制度だとする人々の固定観念を克服するのをいっそう困難にしてい

8) 『ハンガリー白書』新日本出版社、1957年、付録1—2ページ。

る」⁹⁾。

1965年以降、価格メカニズムの利用を中心として進められたチェコスロヴァキアの経済改革は従来の行政的管理機構との摩擦を激化させ、民主的機構改革の必要が強調されることになった。1968年4月の「チェコスロヴァキア共産党行動綱領」は次のように指摘している。「……新しい社会の建設はもっぱら生産の急速な外延的発展にかかっているかのような主観主義的な考え方は、適時に克服されなかった。その結果、重工業が過度の急速度で拡張され、労働力や原料や高価な投資に対する過大な需要が生まれた。指令的＝行政的な方法でおしすすめられたこのような経済政策は、もはやこの国の経済的必要や可能性に応じたものではなく、物的資源と人的資源の枯渇にみちびいた。経済に対して非現実的な課題が提起され、勤労者に幻想的な約束があたえられた。このような方針は……つまるところ、国民の生活水準の停滞、ある場合にはその低下をさえもたらさずにはおかなかった。これらの欠陥は、なによりもまず古い、指令的な管理方式によって直接に引き起こされ、維持され、たえず再生された。……時代おくれの经济管理の方法が維持されたことのいっそう深い原因は、政治制度のひずみにあった。社会主義的民主主義が適時に拡大されなかったし、革命的独裁の方法は官僚主義に変質して、わが国の生活のあらゆる部面で発展の障害物になった」¹⁰⁾。

しかしながらここでも、周知のように、全面的な改革は軍事介入によって阻止されたのである。この同じ1968年に「誘導市場モデル」を目標として開始されたハンガリーの経済改革は、ソ連を刺激するような政治的・社会的改革を慎重に回避して実施された。かくして、「政治制度のひずみ」が経済的困難を累積させ、解決の方向として政治的改革の必要がつねに指摘されながらも現実には

経済政策の若干の手直しにとどまらざるをえないのが、現在の東欧諸国の姿であるといえよう。

III. 第3の道への模索

1. ユーゴ型への批判

現在のソ連が従来のソ連型(スターリン型)計画化方式からどれだけの距離にあるかは問題だが、いずれにせよ従来のソ連型はいまなお経済計画化の1つの基準として存在を続けており、経済的困難を名目にしてしばしばこのソ連型への復帰の方向があらわれている¹¹⁾。その対極として存在するのがユーゴの「自主管理型社会主義」である。すでに1948～49年段階で社会主義建設の独自の道を模索したポーランドのゴムルカ、ハンガリーのカーダールらが、ソ連型を唯一の基準と認めない「チトー主義者」として批判され追放された。スターリン批判以後に復活したかれらの周辺で、労働者評議会を通じての企業の自主管理というユーゴ型の発想に多くの共感が示されたのもまた当然であった。

しかしそれ以後、依然としてユーゴ型はユーゴ1国にとどまっている。その大きな原因が東欧諸国に対するソ連の政治的圧力にあることは明らかだが、東欧諸国内部でもユーゴ型に対する多くの批判がある。ゴムルカは1957年に、ポーランドへのユーゴ型導入の構想を批判して次のように述べた。「われわれはユーゴスラヴィアの経験から、わが国の労働者評議会がユーゴスラヴィアとはちがった発展方向をとらなければならないと理解している。……もしも企業の1つ1つが労働者のグループ的・協同組合的所有物になったならば、資本主義経済を支配しているあらゆる法則が、全面的に、しかもいままでよりもっと悪い結果をともなって作用しはじめるだろう。……企業で生産される商品の価格は、需給法則を基礎に、市場で盲目的に決定されるだろう。……工場の集団的所有者としての労働者は、生活水準が比較的に低いために、投資ということをかまわずたえず自分の賃金

9) Vladimir Nachtigal, "Extensivity and Efficiency of Economic Growth in Czechoslovakia," *Czechoslovak Economic Papers*, No. 9(1968), p. 47.

10) 『世界政治資料』No. 286(1968年), 44ページ。なお、『戦車と自由。チェコスロバキア事件資料集』I, みすず書房, 1968年, 193ページにもあるが、こちらは若干不正確な訳文である。

11) この点に関しては、小野一郎「現代社会主義の経済体制と民主主義」『現代と思想』29(1977年9月)が有益な論文である。

を最大限にひきあげようとするであろう……」¹²⁾。ユーゴ経済にこの批判が該当するような側面があることはたしかである。また、昨年来日したあるハンガリーの経済学者は、ユーゴ型の評価に関して次のように語った。「20年前[ハンガリー動乱当時]には、自分も労働者評議会制度こそ唯一の解決策であると考えていた。しかしいまではそう考えてはいない。ユーゴの労働者評議会の背後には、きわめて強力な集権化が存在しているのだ」。すなわち、ユーゴスラヴィアの「自主管理型社会主義」は、1面では無政府的市場経済が出現する危険を含み、他面では、ユーゴスラヴィア共産主義者同盟の強力な中央集権的1党支配に背後から支えられていなければ分権化が実際に機能しないという自己矛盾をかかえているのである。

流産した1968年のチェコ改革を擁護するコスタは、チェコの改革プランと比較してユーゴ型を次のように批判する。第1には、ユーゴスラヴィアの経済的・文化的後進性を前提すれば官僚機構の存在そのものは自主管理の公約だけで消滅するものではない。ユーゴにおいても、ユートピア的な自主管理の背後には必要悪としての官僚支配が存在している。第2には、企業段階の自主管理は容易に導入しえても、それが国民経済的規模での民主的計画化と結びつかなければ、社会全体としては質的に変化したわけではない、ということである。コスタによれば、より現実的なチェコの改革プランでは、スターリン的政治体制からのスムーズな移行を保障し、計画化の技術的必要を考慮して、また労働者評議会に過大な負担をおかせないために、「中間駅」としてのテクノクラートの意志決定体制の導入が予定されていた¹³⁾。

いうまでもなく、チェコスロヴァキアとユーゴスラヴィアとの社会的経済的発展水準の明らかな格差は考慮されなければならないし、チェコの改革プランがテクノクラート独走の傾向を有したことも指摘されなければならないであろう。1968年以降のチェコの改革派の主張は、生産手段の集団

的所有を基礎にした複数支配体制 pluralist socialist political system において、労働者評議会が自主管理する企業の自治と、全社会の代表者としての国家の「科学的計画化」との結合を提起している¹⁴⁾。ユーゴ型への批判は、労働者自主管理の発想そのものに対してではなく、そのユートピア的側面に対してであり、したがってユーゴ型が他の東欧諸国にそのまま導入されることはありえないとしても、ユーゴ型の発想はつねに1つの磁極として東欧諸国のあれこれの改革構想に影響を及ぼし続けているのである。

2. 経済政策の課題

東欧諸国が当面、ソ連型に完全に復帰することもなくユーゴ型にのめりこむこともないとすれば、現体制はどのような手段でその経済的課題を解決しなければならないのか。従来のソ連型中央集権的計画化方式は、東欧諸国における経済成長条件の変化(投資効率の低下、労働力需給の逼迫傾向、資源供給の隘路)が表面化することを極力阻止してきた。貿易は国営貿易機関が独占し、輸入品価格と国内物価との関連は切断され、農産物価格も再生産費をつぐなわない低水準にすえおかれ、その結果消費者物価は公定価格として低水準で安定してきた。労働力需給の変化は賃金水準に反映されず、低賃金と低物価が併存していた。このことは国民所得のかなりの部分を蓄積に投入することを可能にし、高投資→高成長という図式が成立しえたのである。しかし、この図式は、生活水準の犠牲に対する不満としての労働意欲の減退、労働生産性の低水準、企業の放漫経営、滞貨の累積、非効率投資によっておびやかされ、投資効率の上昇、労働生産性の向上のために企業と個人への経済的刺激を強化せざるをえなくなった。しかし、従来の方式の部分的な手直しの結果は、高成長路線への復帰が成功する以前に、一方の柱である低物価→低賃金政策の破綻となってあらわれたのである。

すでにこのことは、チェコスロヴァキアの1968

12) 『世界政治資料』No. 24(1957年), 21ページ。

13) 前出『現代の社会主義』第5章「社会主義計画経済と自主管理」参照。

14) Jiří Pelikan, *Socialist Opposition in Eastern Europe, the Czechoslovak example*, London, 1976, p. 45, p. 130.

年改革に先行してあらわれていた。チェコの1965年改革による弾力的価格体系導入以後、供給独占の状態を維持した国営企業は価格つりあげと大幅賃上げを容易に実行できたので、1967～68年にはインフレ的物価上昇が顕在化した。このことは改革のいっそうの展開を要請したのだが、今日のチェコではあたかも1968年の改革プランそのものの責任であるかのようにされてしまっている。ポーランドのゴムルカ政権は、経済改革の導入にさいして消費財の需給バランスを回復するために、1970年12月に賃金凍結と食料品価格の引き上げを発表したが、この結果はグダンスクにはじまる物価暴動となり、ゴムルカ政権は崩壊して賃金凍結解除、物価引き上げ撤回を余儀なくされた。6年後、ギエレク政権はこの間の賃金上昇に見合った食料品価格引き上げを発表したがこれはふたたび物価暴動をひきおこし、値上げは再度撤回された。経済政策としてソ連型にもっとも近いルーマニアでも、1977年8月に大規模な非合法の炭鉱ストが発生し、チャウシェスク大統領みずからが収拾にあたってストは鎮圧されたがこのあとルーマニア全体で大幅な賃金引き上げが実施された。ハンガリーでも、1968年以来の経済改革が物価上昇と所得格差の拡大をひきおこしたとして1974年に経済政策担当者が更迭され、低所得層の賃金が重点的に引き上げられた。

これらの諸事件の意味は、次のように整理して考えることができる。ポーランドの物価暴動とルーマニアの非合法ストは、経済的な側面では野心的な工業化・近代化政策の継続が国民の生活水準の上昇をさまたげているという従来のパターンがくりかえされ、それに対する大衆的不満の累積が現体制の通常の機構によっては解消の方向を見出せないという状況を示している。したがって、一見合理的な経済政策の導入にさいしても大衆的な拒否反応が爆発的にあらわれうるのである。ここでは、現在の政治体制が民主的な改革の方向を示さない限り、経済政策はつねにはれものにさわるような不安定な性格を持たざるをえない。

1968年以前のチェコスロヴァキアと、1968年改革以降のハンガリーの場合には、経済政策の結

果が問われていた。あたえられた条件のもとでは、企業も個人も、予想されたほど合理的には行動しなかった。市場を通じての競争の効果があらわれる以前に、市場独占が効果を発揮した。独占価格が形成され、賃上げ圧力が強まった。経済的混乱が社会的緊張を激化させ、なんらかの手段での政治的解決が必要となった。このことは、2つの方向からみることができよう。政策担当者の側からみれば、企業も個人もなお国家の負担による過保護という温室の中から外に出ることを望まず、競争による合理化、生産性上昇を達成させるためには現在の政策ではなお不十分である。しかしまた、企業や個人にしてみれば、なぜ温室から外に出て主体的に努力しなければならないのかについて納得できない以上、従来よりも経済条件がきびしくなることについての保障を要求し、あるいは自衛策を講じることは、当然の反応である。しかも、こういった反応の姿勢は従来の集権的・官僚的計画化方式そのものが育成してきたものである。

かつて、戦後の土地改革のさいにあるハンガリーの作家は農民の保守性を次のように表現した。野原に古い樽がおかれており、中の水はすっかり凍っている。年月がたち樽はぼろぼろになり板ははずれたが、中の水はそのことも知らぬげに凍り続けていた、と。経済改革に対する企業と個人の反応もこれに似ている。従来の計画化方式のたががはずれても(どこまでははずれたかがまず問題であるが)たがの中にいた人間は半信半疑で従来と同じ発想にとどまっているのである。

従来方式が1面では温室内の過保護、他面では氷づけの統制という2面を持っていたのに対して、これを克服する方向としては、合理的な経済運営と民主的な政治体制との結合が必要であり、政策担当者はある場合には卒直に国民に犠牲を要求しそれに関して国民の信認を得ることが必要である。単なる経済的譲歩によって当面の困難を回避することには限界がある。1968年以降のチェコスロヴァキアでは、改革の挫折と目標の喪失が労働意欲を減退させている。すでにかかなりの程度の生活水準に達しているチェコ国民にとっては、経済的刺激よりも目標の再発見が重要な問題となりつつあ

る(この点に関しては石川晃弘氏の諸研究を参照)。

先にふれたように、1973～74年以降、東欧諸国の経済政策は第4段階に入ったようである。1968年以降、独自の経済改革を実施してきたハンガリーでも、1974年以来、大幅な人事移動と政策の改定が行われた。この原因は、第1には石油ショック以後の世界経済の激動が輸入依存度の高いハンガリー経済を直撃して貿易収支の大幅悪化と輸入インフレをもたらし、経済過程への国家の集権的介入が緊急に必要とされたことである。第2には、経済的刺激の用具として意識的に推進されてきた所得格差の拡大が社会的緊張をもたらし、政治的解決を必要としたことである。さらに第3には、こうした内外状況が政治的民主化の推進よりもむしろ従来の集権的・官僚的計画化への復帰の方向に利用されたことである。1968年改革の推進者R. ニェルシは経済研究所長に左遷され、文化政策担当のG. アツェールは党書記局員を解任された。このような方向は、ハンガリー以外の東欧諸国ではすでに早くから進行しており、ユーゴでも1970年代に入って政治的中央集権体制が強化されている。

しかしなお、ハンガリーでは1968年改革の継続が指摘されており、アツェールは1975年秋に次のように主張した。「経済的困難を克服することが、社会主義的民主主義の縮小もしくは拡大中止を必要とするとは考えるのは誤りである。たしかに、より困難な状況が対立を強め、かくされた矛盾を表面化し、論争を激化させることはありうる。しかし、人々を沈黙させることがその解決であろうか?……社会主義にとっては、民主主義は、資本主義のもとでのような可能な権力行使形態の1つにすぎないのではなく、用語の本来の意味における人民による支配を意味する。……社会主義的民主主義はまた、成果と心配とをつねに分けあうことであり、したがってまた力の不可欠な源泉となる。現在においては、心配の共有、ともに思考しともに行動する民主主義がとくに不可欠である」¹⁵⁾。

15) György Aczél, "Reckoning with Reality," *The New Hungarian Quarterly*, No. 62 (1976), pp. 46-47.

したがって、当面の経済政策の選択に関してもその真の論争点は、政治的民主化をどのように進めるか、権力と民衆をいかに和解させるかにある。東欧諸国の現行の政治体制が内部から崩壊することはないという前提をおくとすれば、可能な方向はソ連型とユーゴ型との中間にあって民主的計画化と分権的自主管理へのスムーズな移行の道を探究することにあるだろう。そのような移行が保障されるためには、現体制の最高指導層自身が動脈硬化におちいることなく、柔軟な自己革新能力を示すことが必要であり、経済の実権をにぎるテクノクラート層が経済合理性と政治的民主主義との最適の結合形態を見出すために努力することが必要であり、直接生産者大衆自身が、自主管理と民主的計画化との結合に積極的に参加することが必要である。このような条件は、1968年春のプラハにおいて形成されつつあったように思われる。したがって、このような方向が実現するためには、1968年夏の悲劇のくりかえしを防止しなければならない。すなわち、ソ連が東欧諸国に対して行動の自由を保障することが必要であり、またそれを可能にするようなソ連自身の民主的改革が必要である。

東欧諸国の経済改革の評価は、単にあれこれの具体的方策の論評にとどまるのではなく、このような全体的方向をそれが促進するかいなかという包括的な視野に立って行わなければならないであろう。

IV. 歴史的教訓

かくして、東欧諸国における現段階の経済改革への批判は、これらの経済改革が開始された1965～68年時点における経済改革の論理そのものにむけられなければならない。しかしまたそのことは、経済改革に関する論議が開始されることを可能にした1956年の政治的諸事件の衝撃の意味を問うことであり、したがってまた1956年に破綻を示した現行政治体制の出発点である1948年体制があらためて再検討されなければならないであろう。

1948年のチェコの2月事件が、マーシャル・ブ

ランの受入れ拒否を大きなきっかけとしていたことは象徴的である。東欧諸国における1948年体制の成立は、同時にまた東西ヨーロッパの経済的分裂をもたらした。いうまでもなくこのことは戦後の冷戦体制の責任であるが、この結果として東西ヨーロッパ間の貿易は激減し、東欧諸国の貿易の圧倒的比重をソ連1国が占めることになった。今日、すでにこの状況は変化している。東欧諸国の輸入の3~4割を西欧諸国が占め、しかもその内容は工業化と経済成長のための機械・設備輸入が大部分であり、この戦略的な必要をまかなうためには従来の東欧諸国間の経済結合形態はむしろ足かせとなりつつある。東欧諸国における経済政策の選択の幅を拡大するためには、戦後の経済発展のわくぐみを規定したコメコン体制の功罪をあらためて検討し、東西ヨーロッパ間の合理的な経済結合形態を新たに探究する作業も必要であろう。

戦後東欧諸国がソ連型の1国社会主義的経済建設を強行してきたことも、経済政策の選択の幅を縮小する要因であった。冷戦の進行とあいまってより急速な工業化が指向されたのは、1国規模でそれぞれ完結した工業体系をそなえなければならぬとするドグマの表現でもあり、経済規模の小さい東欧諸国に大きな負担をおわせ、合理的な国際分業の発展を阻害するものであった。今日、多くの東欧諸国では世界市場の変化に対応して輸出拡大のための選択的工業発展が指向されている。それぞれの国の経済的可能性に応じた独自の成長パターンの形成がどこまで可能であるかということも、あらためて問われているのである。この点からすれば、東欧諸国の経済政策は、むしろこれまであまりにも共通性がありすぎたことが問題なのであって、今後はむしろ、改革の理念としては共通のものをもちえたとしても、具体的な経済政策の諸形態としては従来よりもはるかに多様性をおびてくることにならざるをえないであろう。

しかしまた、なによりもまず、1948年前後に発足した現行政治体制こそ批判の対象とされなければならない。1948年に先立つ政治状況は、第2次大戦中の反ファシズム統一戦線の中での諸階層諸政党の協力関係が「人民民主主義」という表現に

集約されていた。複数政党制と総会制度が現実に機能し、ソヴェト制度とも西側の政治制度とも異なった「第3の道」を通じての社会主義への移行が多くの人々によって提起されていたのである。1948年前後にこの「第3の道」が「修正主義的」であるとして押しつぶされて出現したのが、現行の事実上の1党支配としてのソ連型政治支配機構であった。それは前述のように政治・経済両面での官僚支配の確立であり、「人民民主主義」は空文となり、東欧諸国内部でも西欧においても、社会主義に対する人々の期待を裏切るものとなって行った。

1956年以降、この体制はたしかに変化を示している。しかし、体制発足の原点にたちもどって根本的な反省が行われなければ、体制と民衆との分離は今後も進行し、経済政策のあれこれの手直しでは対処が困難になるであろう。ある東欧の研究者の言によれば、発展途上国の段階にある彼の祖国では多党制はぜいたくである。しかし途上国の段階を脱した時には政治的改革が不可避になるであろうが、その改革が平和的に進行するとは保障できない、と。このような悲観的な予測に立てば、東欧諸国の現体制は21世紀まで生きのびることは到底できないことになる。現体制の崩壊が望ましい結果のみをもたらすとは期待できないので、このような事態が予防されなければならないとすれば、打開の道は2つの方向で考えられよう。1つは現体制自身が「人民民主主義」の原点にたちかえって自己革新能力を示すことであり、すなわち多様性のもとでの統一を主体的に追求することである。2つには外圧であるが、ソ連内部での政治状況が変化しないとしても(それがテクノクラートの改善される可能性はないとはいえないが)、いわゆる「ユーロ・コミュニズム」としての西欧での社会主義の新たなモデルの探究が、東欧諸国での改革の方向を促進する可能性は大きいといえよう。このような歴史的教訓と国際的教訓が、経済改革の行きづまりを打開する方向を示すという可能性は、最大限に追求されなければならないだろう。

(法政大学経済学部)